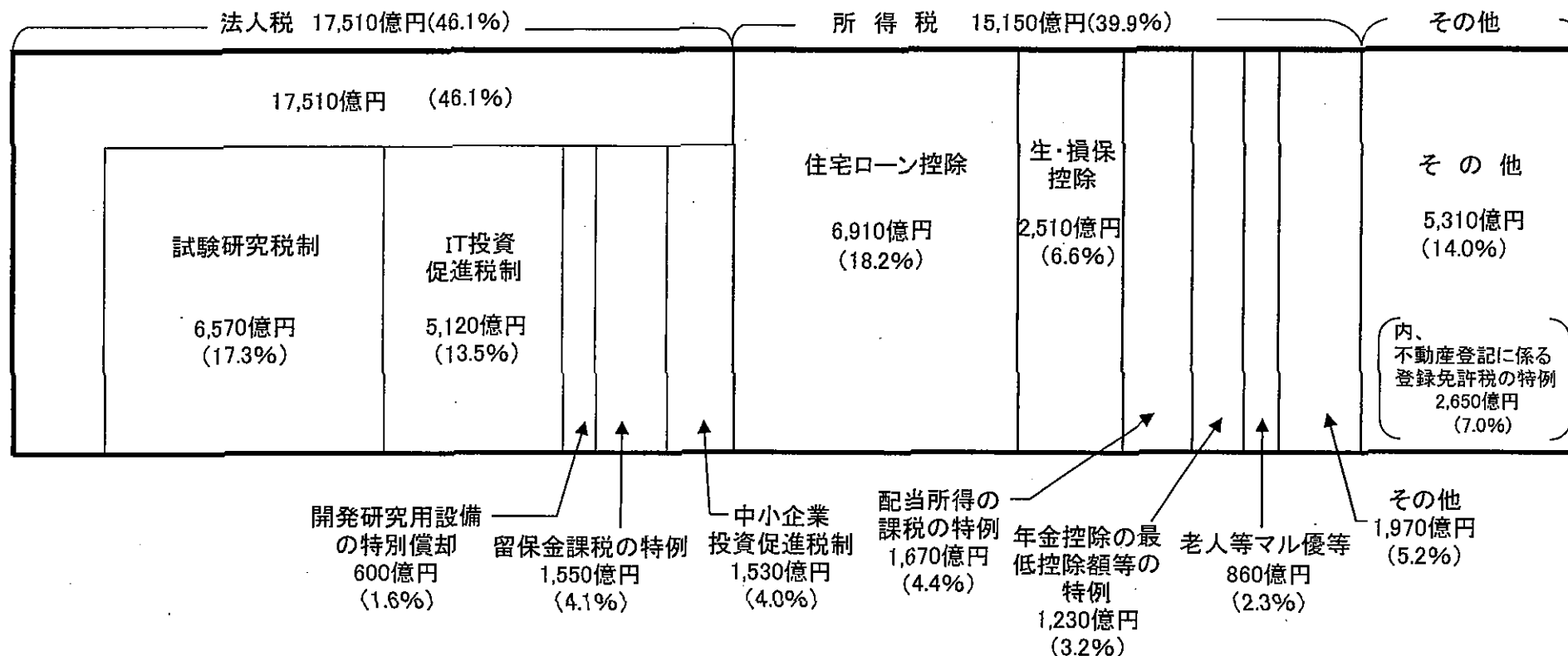


4. 租税特別措置の整理合理化

租税特別措置による減収額（37,970億円）の内訳（平成17年度ベース）



(注) 老人等マル優については、15年1月から段階的に縮小し、18年1月に障害者等マル優に改組される。

二 個別税目の改正

4. その他

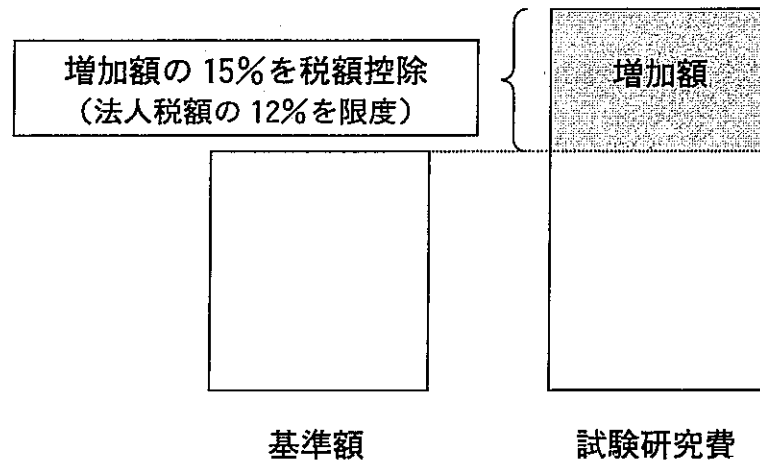
（1）租税特別措置等の整理・合理化

「官から民へ」の改革が進む中、個人・企業の活動に対する政府の関与を見直すことが課題となっている。税制についても、個人や企業の選択に中立で歪みをもたらさないことを基本とすべきである。平成 16 年度においては、政策誘導的な租税特別措置・非課税等特別措置については、その目的や効果を十分に吟味し、整理・合理化を進めるべきである。

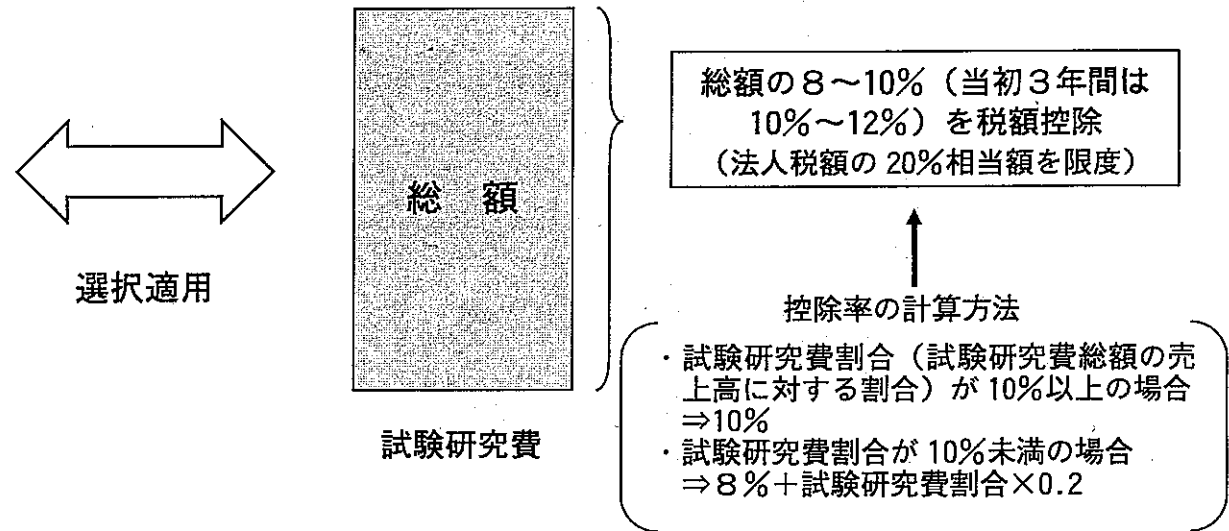
事業税における社会保険診療報酬に係る課税の特例措置については、税負担の公平を図る観点から、速やかに撤廃すべきであり、少なくとも段階的な見直しが必要である。

研究開発税制の概要(再掲)

増加試験研究費に係る税額控除制度



試験研究費の総額に係る税額控除制度



試験研究費の総額に係る税額控除制度の仕組み

(1) 税額控除率

① 期限を区切らない措置…全法人に8%の控除率が適用されるようにした上で、試験研究費総額の売上高に占める割合が高い法人ほど控除率も高くなるよう、これに0%~2%を上乗せ(8%~10%)。

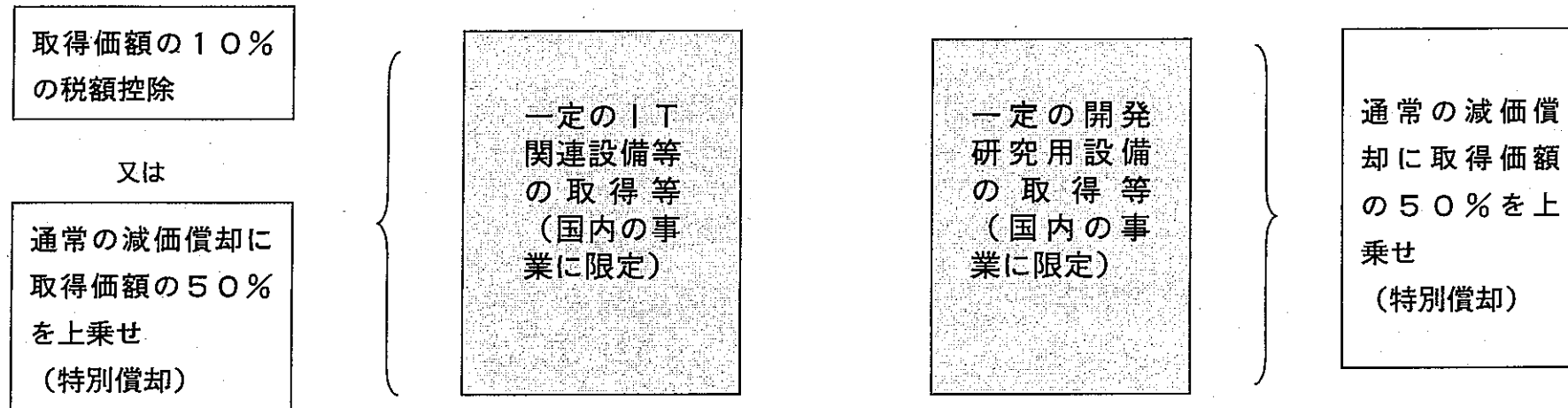
② 3年間の時限措置…①に加えて3年間の時限措置として、一律2%を上乗せ(当初3年間は10%~12%)。

(2) 中小企業については、一律で12%の税額控除率を適用。これに加えて、3年間の時限措置として、一律3%を上乗せ(当初3年間は一律15%)。

(3) 産学官連携の共同・委託研究については、一律で12%の税額控除率を適用。これに加えて、3年間の時限措置として、一律3%を上乗せ(当初3年間は一律15%)。

(4) 税額控除額(3)については、(1)との合計額)については、法人税額の20%相当額を限度。控除限度超過額については、その事業年度の試験研究費の総額が前事業年度の試験研究費の総額を上回る場合に限り、1年間の繰越し控除が可能。

設備投資税制の概要（再掲）



制度の仕組み

[IT投資促進税制]

- (1) 10%税額控除と50%特別償却の選択制（平成15年1月1日から平成18年3月31日までの時限措置）
- (2) 資本金3億円以下の法人については、リース費用（リース費用総額の60%相当額）も税額控除の対象。
- (3) 対象設備：電子計算機、デジタル複写機、ファクシミリ、ICカード利用設備、デジタル放送受信設備、インターネット電話設備、ルーター・スイッチ、デジタル回線接続装置、ソフトウェア
- (4) 税額控除額については、法人税額の20%相当額を限度。控除限度超過額については、1年間の繰越し控除が可能。

[開発研究用設備の特別償却]

試験研究費の総額の一定割合を税額控除する制度に加え、開発研究に専用される一定の機械装置及び器具備品に係る50%の特別償却（平成15年1月1日から平成18年3月31日までの時限措置）。

不動産登記に係る登録免許税の抜本的見直し(15年度改正)

15年度税制改正において、土地・建物間の実質的な税負担水準の格差を解消し、各種登記間の税率格差を是正するとともに、17年度末までの時限措置として、税率を2分の1に軽減

登記の種類・原因(主なもの)		15' 改正前 (本 則)	現 行	
			本 則	特 例 (H15.4.1～18.3.31)
所有権の移転	売買等	5.0 %	2.0 %	1.0 %
	遺贈、贈与等	2.5 %	2.0 %	1.0 %
	相続、合併	0.6 %	0.4 %	0.2 %
所有権の保存		0.6 %	0.4 %	0.2 %
地上権等の設定		2.5 %	1.0 %	0.5 %
所有権の信託の登記		0.6 %	0.4 %	0.2 %
仮 登 記	所有権の移転(売買等)	0.6 %	本登記の1/2	本登記の1/2
	そ の 他	1,000円		

- (注) 1. 不動産登記に係る不動産価額の特例(土地の課税標準を3分の1に減額)は、適用期限(H15.3.31)をもって廃止。
 2. 「仮登記」は、本登記が「不動産価額」を課税標準とするものに限る。
 3. 上記「特例」による17年度減収額は、△2,650億円(17年度登録免許税収(見込額)は5,200億円)である。

最近の土地市場の動き

(平成17年版土地白書より抜粋)

土地市場における構造変化の進展

我が国の土地市場は、社会経済の変化に対応して、構造変化が進展しつつある。具体的には、①右肩上がりの経済成長を背景とした土地需要の拡大により形成され、長期にわたって市場参加者の意識に存在してきた「地価は上昇し続ける」という「土地神話」が崩壊し、②上場企業を中心に所有資産の見直しが行われるなど、土地の所有と利用の分離が進む一方、③不動産証券化市場が拡大し、不動産投資における資金調達手法の多様化が進むとともに、新たな市場が生まれ、④収益性や利便性が重視され「利用価値に応じて価格形成がなされる」という市場へと変化が進展しつつある。

地価と土地取引の動向

我が国の土地市場は、収益性や利便性が重視され「利用価値に応じて価格形成がなされる」という市場メカニズムが適正に発揮される市場へと構造的な変化が進展しつつあるとともに、景観や環境に配慮した土地利用の動きが広がるなど、我が国の社会経済の成熟化にあわせ、土地をめぐる状況が変化しつつある。また、近年の地価動向にみられる特徴としては、利便性や収益性が高い地域では、不動産投資により土地取引が活発化し、地価の上昇がみられる。一方、利便性や収益性が劣る地点では地価は引き続き下落するなど、地価の個別化傾向がみられる。